

第 1 9 1 5 回 埼 玉 県 教 育 委 員 会 定 例 会

- 1 日 時 令和 3 年 9 月 2 2 日 (水) 午前 1 0 時 開 会
午前 1 1 時 1 6 分 終 了
- 2 場 所 埼 玉 県 教 育 局 教 育 委 員 会 室
- 3 出 席 者 高 田 教 育 長、伊 倉 教 育 長 職 務 代 理 者、遠 藤 委 員、石 川 委 員、戸 所 委 員、坂 東 委 員、萩 原 副 教 育 長、佐 藤 教 育 総 務 部 長、日 吉 県 立 学 校 部 長、石 井 市 町 村 支 援 部 長、阿 部 小 中 学 校 人 事 課 長、白 倉 県 立 学 校 人 事 課 長
栗 原 書 記 長、岩 崎 書 記、原 口 書 記
- 4 会 議 の 主 宰 者 高 田 教 育 長
- 5 会 議
- (1) 前 回 議 事 録 の 承 認
- 全 出 席 委 員 異 議 な く 本 件 記 載 ど お り 承 認
 - 高 田 教 育 長 が、坂 東 委 員 を 議 事 録 の 署 名 者 に 指 名 し た。
- (2) 議 事
- 第 8 0 号 議 案 令 和 4 年 度 当 初 教 育 局 等 職 員 人 事 異 動 方 針 に つ い て 上 程
栗 原 教 育 総 務 部 副 部 長 兼 総 務 課 長 (提 案 理 由、人 事 異 動 の 目 的 及 び 人 事 異 動 の 基 本 方 針 に つ い て 説 明)
- 戸 所 委 員 資 料 2 ペ ー ジ の 2 人 事 異 動 の 基 本 方 針 エ 「教 育 行 政 の 課 題 に 対 し て、目 に 見 え る 成 果 ・ 実 績 を 上 げ た 職 員 を 積 極 的 に 登 用 す る。」に つ い て 基 本 的 に は 賛 成 で す が、す ぐ に 出 る 成 果 や 実 績 で は な く、長 期 間 に わ た っ て い ろ い ろ な 形 で 努 力 を し て、成 果 を 作 り 上 げ て い く 事 例 も 多 数 あ る と 思 い ま す。変 革 や 改 革、改 善 の た め の プ ロ セ ス を ス タ ー ト し、完 成 に 向 け て 取 り 組 ん で い る 職 員 を 積 極 的 に 登 用 す る こ と も 頭 に 入 れ て い た だ く と 非 常 に い い と 思 い ま す。新 し い こ と を 始 め る こ と や 改 善 す る こ と は、短 期 間 で 成 果 を 上 げ る の は 実 業 界 で あ っ て も 困 難 で す。そ の た め、そ う い っ た 姿 勢、考 え 方、行 動 を 評 価 す る こ と が

必要だと思います。

栗原教育総務部副部長兼総務課長 貴重な御意見ありがとうございます。委員お話のとおり、公務の仕事は、民間企業以上に短期間で目に見える成果を上げることは、現実問題として難しいところがあると認識しています。人事異動方針で「目に見える成果・実績を上げた職員」と記載した意味は、イベントのように短期間で成果を上げることも含め、地道に活動し職務を精励した結果、一定の実績を上げたことも含めた表現をしています。職員に周知する際には、誤解のないような周知方法を検討してまいります。

戸所委員 成果や実績と記載されていると、短期間で成果を出さなくてはならないとの意味が強くなると思いますが、2年、3年しっかり動いてようやく成果が見えてくることもあります。そういった評価をしていただいて、周知について配慮し伝えてもらえればと思います。

遠藤委員 女性職員の登用については、具体的に目標値などはあるのでしょうか。

栗原教育総務部副部長兼総務課長 人事異動方針は、毎年度策定しており、管理職員の登用等、職位が上がるためには一定の条件や選考などのハードルがありますので、方針に数値目標を記載することは難しいところもあります。一方で教育委員会として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づいた特定事業主行動計画を策定しています。管理職に占める女性職員の割合を令和7年度末までに概ね20パーセントにする数値目標を掲げています。その数値目標に向けて、毎年度の人事異動で検討しているのは、従来、女性には総務的な仕事を中心に任せる傾向がありましたが、積極的に事業を企画・立案するポストに女性職員を配置・登用することです。また、将来教育局の管理職、更なる幹部ポストを目指していただきたいと考えており、職を担える人材を養成していくことも必要だと考えています。

坂東委員 毎年度人事異動方針を策定しているとのことですが、今年度、変更した箇所はあるのでしょうか。

栗原教育総務部副部長兼総務課長 昨年度大幅に変更しており、内容は昨年度とほとんど変わりはありませんが、変更箇所として、2 人事異動の基本方針

(1) 職員の登用 オ 「女性職員の意欲と能力を高めるとともに、職域の拡大と積極的な登用を図る。」や「(2) 職員の配置換え イ 多様性のある職員一人ひとりを生かせるよう適材適所の配置を行う。」の順番を上にあげ、序列を変えるなど細部の変更をしました。

坂東委員 (2)のオ 職員の配置換え基準については、しばらくこの方針で行っているのでしょうか。

栗原教育総務部副部長兼総務課長 配置換え基準については、長らくこの基準で行っていますが、全てが基準のとおり配置換えをしているのではなく、役付職員の中には、1年で異動するケースもあります。

伊倉教育長職務代理者 埼玉県民の生活をよりよくするためには、教育局自体を活性化することが大事だと思います。その中で女性職員と若手職員の活性化をどのようにするのか教えてほしいと思います。個人的な経験になりますが、初めて就職したとき女性は総務的な事務をする雰囲気がありましたが、私は男性と同じように企画・立案の仕事などを担いました。それを当たり前のようにやらせていただいたことが今の私自身につながっていると思います。女性に限らず、若いうちに自分の意見を持ち、自分の意見を発表することにより、小さなことでも実現・経験すると自信を持つことができます。それを繰り返すことにより、県職員として成長し、県民に還元できる職員になるのではないかと思います。そういった意味も含め、配置換えや若手職員をどのように活性化させるのか教えてください。

栗原教育総務部副部長兼総務課長 今年度の具体例として、全庁的な大きな課題となっているデジタルトランスフォーメーションを今後どのように取り組んでいくか、組織として重要な課題を若手職員に自由に議論させ、内容を検討させるような機会を意識的に設けています。また、人事交流は、国や県内市町村と毎年度行っています。人事交流をする職員を選定するに当たっては、こういった職員に伸びてほしい、外から埼玉県の教育委員会を見て、今後につなげてほしいという思いも含めて人選をしており、若手職員が成長する機会を提供する取組をこれまでも行ってきました。今後もそういったことを更に広げ、局内の

人事異動においても、若手職員が企画・立案する、政策を検討するなどの業務を少しでも早い段階から関わらせることが、若手を成長させる一番の手法だと考えていますので、引き続き取り組んでまいります。

伊倉教育長職務代理者 若手職員にも、管理職と同じような当事者意識をより強く持ってもらえるような取組を今後も行っていただければと思います。

高田教育長 各委員の皆様からこれまでの成果や実績だけではなく、改革の意欲やチャレンジ精神などもきちんと評価して人事異動することや女性活躍や若手の育成について御意見を頂きました。方針はあくまでも考え方でありますので、実際の人事異動でどのように具体化するのか、それが私たち事務局に課された大きな使命であると思いますので今後もしっかりと人事異動に取り組んでまいります。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

(3) 次回委員会の開催予定について

10月13日（水）午前10時

<非公開会議結果>

第81号議案 令和3年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰について

埼玉県教育委員会表彰規程の規定に基づき、令和3年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰の被表彰者を決定しました。

第82号議案 令和3年度優秀な教職員の表彰について

埼玉県教育委員会表彰規程の規定に基づき、令和3年度優秀な教職員の表彰の被表彰者を決定しました。

第83号議案 教職員の懲戒処分について

非違行為を行った東松山市立新宿小学校の女性教諭（25歳）に対して、戒告する懲戒処分を決定しました。

第84号議案 教職員の懲戒処分について

非違行為を行った北部地区の県立高等学校の男性教諭（61歳）に対して、1か月

間、給料の月額 10 分の 1 を減給する懲戒処分を決定しました。

第85号議案 教職員の懲戒処分について

交通事故を起こした北部地区の県立高等学校の男性校長（60歳）に対して、1か月間、給料の月額 10 分の 1 を減給する懲戒処分を決定しました。